

政令第二百三十二号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（学校教育法施行令の一部改正）

第一条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号

中「（専門職大学院を含む。）」を削り、「第四百四条第一項」を「第四百四条第三項」に、「次条第一項第一号」を「次条第一項第一号ハ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 専門職大学の課程（法第八十七条の二第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたもの）に限る。次条第一項第一号ロにおいて同じ。）の設置及び変更

第二十三条の二第一項第一号中「私立の大学の学部」の設置又は公立若しくは私立の大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置若しくは専攻に係る課程の」を「大学に係る次に掲げる

設置又は」に改め、同号に次のように加える。

イ 私立の大学の学部・学科の設置

ロ 専門職大学の課程の変更（前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更（当該区分の廃止を除く。）を伴うものを除く。）

ハ 大学の大学院の研究科の専攻の設置又は当該専攻に係る課程の変更

（漁業法施行令の一部改正）

第二条 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三号中「卒業した者」の下に「（当該科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部改正）

第三条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「卒業した者」の下に「（当該科目又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の

前期課程を修了した者を含む。」を加える。

(火薬類取締法施行令の一部改正)

第四条 火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号及び第二号中「卒業した者」の下に「(当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び人事評価の基準、方法等に関する政令の一部改正)

第五条 次に掲げる政令の規定中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

一 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)別表第二防衛大学校の項

二 人事評価の基準、方法等に関する政令(平成二十一年政令第三十一号)第十九条第三号

(麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正)

第六条 麻薬及び向精神薬取締法施行令(昭和二十八年政令第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「学士の学位」の下に「(同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(

同法に基づく専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。」を含む。」を加え、同条第四号中「短期大学」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

（食品衛生法施行令の一部改正）

第七条 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「卒業した者」の下に「（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（土地区画整理法施行令及び建設業法施行令の一部改正）

第八条 次に掲げる政令の規定中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

一 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第六十二条の二第二号

二 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五第一項第二号

（婦人相談所に関する政令の一部改正）

第九条 婦人相談所に関する政令（昭和三十二年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「基く」を「基づく」に改め、「卒業した者」の下に「（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正）

第十条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

別表備考第二号（一）中「卒業した」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「卒業したこと」の下に「（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了したことを含む。）」を加える。

(水道法施行令の一部改正)

第十二条 水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

第六条第一項第二号中「卒業した後」の下に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同項第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

(下水道法施行令の一部改正)

第十三条 下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。第十五条の三第三号において同じ。)」を、「卒業した後」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。)」を加える。

(危険物の規制に関する政令の一部改正)

第十四条 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の三第一号中「大学」の下に「（同法による短期大学を除く。）」を加え、「卒業し、かつ」を「卒業した者であつて」に、「以下この条」を「次号及び第三号」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同条第二号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「学科」の下に「又は課程」を加え、「卒業し、かつ」を「卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて」に、「有する者」を「有するもの」に改める。

（消防法施行令の一部改正）

第十五条 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号口中「卒業した者」の下に「（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（宅地造成等規制法施行令の一部改正）

第十六条 宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ

。）」を、「卒業した後」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）」を加える。

（河川法施行令の一部改正）

第十七条 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一号中「卒業した」の下に「（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

（電気事業法施行令の一部改正）

第十八条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した者」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

（自然環境保全法施行令の一部改正）

第十九条 自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「卒業した」の下に「（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修



了した場合を含む。」を加える。

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部改正)

第二十条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成五年政令第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「卒業した者」の下に「(これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同条第三号中「卒業した者」の下に「(これらを修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部改正)

第二十一条 次に掲げる政令の規定中「卒業した者」の下に「(これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百九十一号)第六

条第二号

二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）  
第四条第二号

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（人事評価の基準、方法等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

2 第五条の規定による改正後の人事評価の基準、方法等に関する政令第十九条第三号に規定する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程には、学校教育法の一部を改正する法律による改正前の学校教育法第百四条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

（私立学校振興助成法施行令の一部改正）

3 私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。  
第四条第一項第一号中「第二十三条第一項第十号」を「第二十三条第一項第十一号」に改める。

## 理由

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、学校の設置廃止等のうち文部科学大臣の認可を受けなければならぬ事項に専門職大学の課程の設置及び変更を加える等、学校教育法施行令その他の関係政令の規定を整備する必要があるからである。